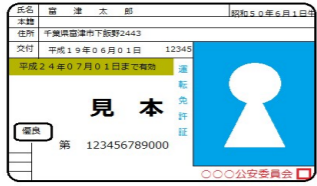



本人確認書類を忘れずにお持ちください

市役所での手続きの際に本人確認をいたします。
本人を確認できる書類で、有効期限内のものを提示してください。

1点の提示 でよいもの	・運転免許証 	・マイナンバーカード 	マイナンバーカードは交付を希望する人が申請して取得します。
	そのほか ・パスポート ・障がい者手帳 ・在留カード など		
2点の提示 が必要なもの	イ ・健康保険被保険者証、 介護保険被保険者証 ・年金手帳 ・年金証書 など	ロ ・学生証、生徒手帳(顔写真付きのもの) ・勤務先の身分証明書(顔写真付きのもの) ・公の機関が発行した資格証明書 (顔写真付きのもので国、都道府県、 市町村又はその指定機関が発行した 登録証、資格証明書等) など	
	イ欄から2点またはイ欄とロ欄から各1点ずつ ※ロ欄から2点は不可		

マイナンバー通知カードは、本人確認書類になりません



通知カードは、マイナンバー(個人番号)を確認する際にご提示いただきます(※)

<代理人が手続きするとき>

- ・代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- ・手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
- ・番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。



富津市役所

〒293-8506

富津市下飯野2443番地

市役所代表電話番号
0439-80-1222

富津市ホームページ <http://www.city.futtsu.lg.jp/>

手続きチェックシート

富津市内で引越しされた方へ

転居届

住み始めた日から
14日以内に届出してください

<届出に必要なもの>

- ・お持ちの方は「マイナンバーカード」
- ・お持ちの方は「住民基本台帳カード」
- ・窓口に来られる方の「本人確認書類」
(運転免許証、マイナンバーカード、保険証及び年金手帳など)
- ・代理人が届出する場合、原則「委任状」
(同一世帯の方は不要)
- ・外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」

関連する手続きで個人番号の記入が必要な場合がありますので、マイナンバーカード等(※)を持参してください。

(※) 通知カードは法律の改正により令和2年5月25日より廃止となりましたが、氏名や住所等の記載事項が住民票と一致する場合は、引き続きマイナンバーを証明する書類としてご利用いただけます。なお、マイナンバーを証明する書類は、マイナンバーカード、通知カード(氏名、住所等が住民票と一致するもの)、個人番号の記載のある住民票の写し等となります。

転居

関連する手続きは
見開きにあります。



富津市

おもてなしキャラクター

ふつつん

転居に関連する主な手続き

あてはまる手続きを確認してください

下記にあてはまる方はいますか？	手続き	必要なもの	該当	問い合わせ窓口
印鑑登録をしている方	住所は自動的に変更になりますので手続きはありません			1階 3～5番 市民課 Tel.0439-80-1253
マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方	住所変更	マイナンバーカード		
住民基本台帳カードをお持ちの方		住民基本台帳カード		

印鑑住所

あてはまる手続きを確認してください

下記にあてはまる方はいますか？	手続き	必要なもの	該当	問い合わせ窓口
自立支援医療(更生医療)(育成医療)を受給している方	記載事項変更	・受給者証 ・印鑑 ・保険証 ・マイナンバーカード等(※) ・本人確認書類		2階 25番 社会福祉課 Tel.0439-80-1258
自立支援医療(精神通院医療)を受給している方				
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・各種手帳 ・印鑑 ・マイナンバーカード等(※) ・本人確認書類		2階 24番 福祉の窓口課 Tel.0439-80-1260
障害福祉サービス受給者証・障害児通所支援受給者証・地域生活支援事業受給者証をお持ちの方	記載事項変更	・各受給者証 ・印鑑 ・マイナンバーカード等(※) ・本人確認書類		

障がい

保険年金

国民健康保険に加入している方	新しい国民健康保険証の交付	・旧住所の国民健康保険証 ・マイナンバーカード等(※) ・本人確認書類		1階 1番 国民健康保険課 Tel.0439-80-1271
後期高齢者医療制度に該当する方	新しい後期高齢者医療保険証の交付申請(後日郵送)	・マイナンバーカード等(※) ・本人確認書類		
年金を受給中の方	富津市での手続きはありません			1階 3～5番 市民課 Tel.0439-80-1253

介護

介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証をお持ちの方	介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証の住所変更	・旧住所の介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証		2階 23番 介護福祉課 Tel.0439-80-1262
介護保険負担限度額認定者がいる世帯へ転居した方	介護保険負担限度額認定の再申請	受付窓口でご相談ください		

障がい

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・在宅重度知的障害者、ねたきり身体障害者福祉手当を受給している方	記載事項変更	・印鑑 ・マイナンバーカード等(※) ・本人確認書類		2階 25番 社会福祉課 Tel.0439-80-1258
特別児童扶養手当を受給している方		・証書 ・印鑑 ・マイナンバーカード等(※) ・本人確認書類		
重度心身障害者医療費等助成・精神障害者医療費助成制度を受給していた方(同一世帯に受給者がいる方も含む)	認定内容変更	受付窓口でご相談ください		

子ども

児童手当を受給している方(0歳～中学生のお子さん)	住所変更	受付窓口でご相談ください		2階 22番 子育て支援課 子ども家庭係 Tel.0439-80-1256
子ども医療費助成受給券をお持ちの方(0歳～中学生のお子さん)	子ども医療費助成受給券の住所変更			
児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受給している方	・住所変更 ・同居親族に関する申告			
保育所・認定こども園に入所しているお子さんがいる方	住所変更			2階 22番 子育て支援課 保育係 Tel.0439-80-1312
市内小中学校に在学されているお子さんがいる方	転校手続き ※引き続き現在の学校への通学を希望する場合は手続きが必要	学区に変更の無い転居の場合、手続きの必要なし		5階 54番 学校教育課 Tel.0439-80-1339

その他

犬を飼っている方	登録内容の変更	記載した番号は富津市水道料金徴収等業務受託者のシーデーシー情報システム(株) 富津営業所につながります 平日8:30～17:15 土曜8:30～17:15		1階 9番 環境保全課 Tel.0439-80-1273
水道を使用する方または使用をやめる方 お電話で手続きできます	前住所の水道閉栓の連絡 新住所の水道使用の連絡 ※引き続き別の方が水を使用する場合は使用者等の変更手続きが必要	かずさ水道 広域連合企業団 富津営業所 Tel.0439-66-1111		
富津市タクシー運賃助成利用登録をされていた方	富津市タクシー運賃助成利用登録証などの返却(窓口もしくは郵便)	・富津市タクシー運賃助成利用登録証 ・未使用の富津市タクシー運賃助成利用券		2階 27番 企画課公共交通係 Tel.0439-80-1229

(※) 通知カードは法律の改正により令和2年5月25日より廃止となりましたが、氏名や住所等の記載事項が住民票と一致する場合は、引き続きマイナンバーを証明する書類としてご利用いただけます。なお、マイナンバーを証明する書類は、